

# 令和5年度 第1回秋葉区地域公共交通に関する意見交換会

## 次 第

日 時 令和5年12月27日（水）午前11時～  
会 場 秋葉区役所3階 ミーティングルーム

1. 開 会
2. 路線バス下新線（下新～大安寺～新津駅）運行計画の一部変更（案）について 資料1
3. 令和6年度秋葉区公共交通利用促進事業（案）について 資料2
4. その他
5. 閉 会

# 秋葉区地域公共交通に関する意見交換会 委員名簿及び座席表

令和5年12月27日(水) 午前11時～  
秋葉区役所3階 ミーティングルーム

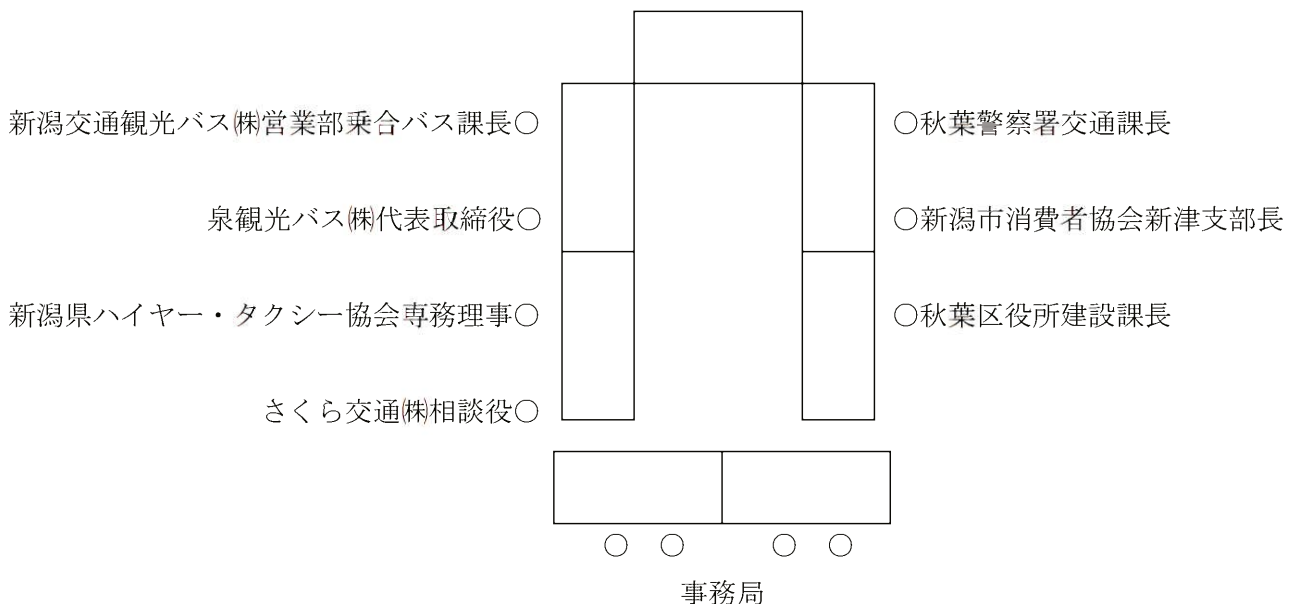
## 【委員名簿】

(順不同, 敬称略)

所属機関・役職名	氏名	備考
国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 運輸企画専門官(輸送・監査担当)	渋谷 博行	副会長
新潟県秋葉警察署 交通課長	白川 尚史	
新潟市消費者協会 新津支部長	宮尾 隆	
新潟交通観光バス株式会社 営業部乗合バス課長	松田 英憲	
泉観光バス株式会社 代表取締役	関塚 政行	
新潟県ハイヤー・タクシー協会 専務理事	佐々木 紀彦	
さくら交通株式会社 相談役	三田 啓祐	
新潟市秋葉区地域総務課長	古俣 浩	会長
新潟市秋葉区建設課長	今井 健二	

## 【座席表】

秋葉区役所地域総務課長 (会長) ○      国土交通省新潟運輸支局運輸企画専門官 ○ (副会長)



## 路線バス下新線の運行計画の一部変更（案）について

### 1 経緯

地域（新関コミュニティ協議会）からの利便性向上の要望を勘案し、持続可能な生活交通網の確保を目指して、令和6年4月から運行路線及び運行時刻の一部を変更する。

### 2 変更点

#### (1) 運行路線

当該路線の一部区間（深川～下新間）の運行路線を変更する。

#### (2) 停留所

運行路線変更に伴い、停留所の移設及び新設を行う。また、一部の区間においてフリー乗降区間を導入する。

#### (3) 運賃

停留所の移設及び新設に伴い、運賃の変更を行う。なお、上限運賃の変更は行わない。

#### (4) 運行時刻

変更した運行路線間の運行時刻を変更する。

### 3 変更日（予定）

令和6年4月1日（月）

## 路線バス下新線（下新～大安寺～新津駅）運行計画

### ◆現在の運行概要及び運行実績

◇現運行計画概要	3
◇運行実績	3

### ◆新運行計画

◇現在の運行内容との相違点	4
◇新運行計画概要	4
◇運行路線（変更）	5
◇停留所（変更）	6
◇運賃表（変更）	7
◇運行時刻（変更）	8

※黄色部分は当日配布

## ◆現在の運行概要及び運行実績

### ◇現運行計画概要

道路運送法 許可形態	道路運送法第4条
運行区間	下新～大安寺～新津駅
運行距離	9.9 km
運行手段	14人乗りハイエースコンピューター4WD（乗客定員13人）
運行便数 (便/日)	平日 10便（下新発5便 新津駅発5便） 土曜・休日 6便（下新発3便 新津駅発3便）
運行日	毎日
運賃 (円/回)	対キロ運賃制 160円～390円 （小人は大人の半額。10円単位切り上げ）
回数券	160円券、170円券、180円券（10枚分の金額で11枚綴り） その他 10円券×33枚＝300円、50円券×22枚＝1,000円
定期券	通勤定期券 1・3・6ヵ月 学生定期券 1・2・3・4・5・6・12ヵ月
運行事業者	さくら交通株式会社

### ◇運行実績（令和4年4月1日～5年3月31日）

利用者数	6,153人
年間運行回数	3,174回
平均利用者数 (人)	1.9人
収支率 (%)	11.3%

## ◆新運行計画

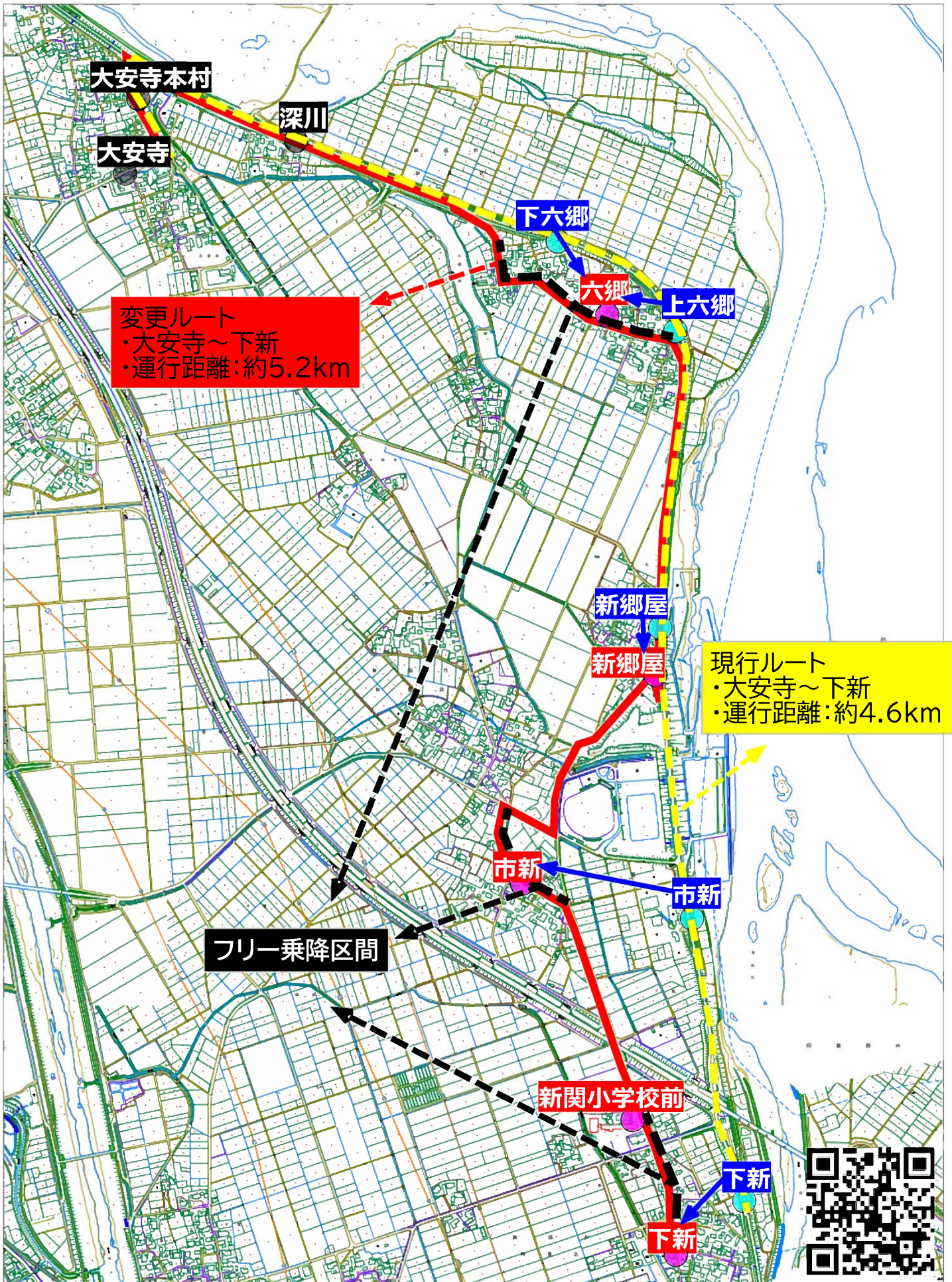
### ◇現在の運行内容との相違点

①運行路線の変更	「深川」～「下新」の区間で、県道新潟村松三川線（阿賀野川堤防上）から集落内に路線の一部を変更する。
②停留所の新設・移設	阿賀野川堤防上にある下六郷・上六郷・新郷屋・市新・下新から、集落内に六郷（新設）・新郷屋・市新・新関小学校前（新設）・下新の停留所を設置する。
③運賃表の変更	停留所新設に伴い、運賃表を変更する。
④運行時刻の変更	運行路線の変更及び停留所新設に伴い、運行時刻を変更する。

### ◇新運行計画概要（※変更箇所を下線表示）

道路運送法 許可形態	道路運送法第4条
運行区間	下新～大安寺～新津駅
運行距離	<u>10.5 km</u>
運行手段	14人乗りハイエースコンピューター4WD（乗客定員13人）
運行便数 （便/日）	平日 10便（下新発5便 新津駅発5便） 土曜・休日 6便（下新発3便 新津駅発3便）
運行日	毎日
運賃 （円/回）	対キロ運賃制 160円～390円 （小人は大人の半額。10円単位切り上げ）
回数券	160円券、170円券、180円券（10枚分の金額で11枚綴り） その他 10円券×33枚＝300円、50円券×22枚＝1,000円
定期券	通勤定期券 1・3・6ヵ月 学生定期券 1・2・3・4・5・6・12ヵ月
運行事業者	さくら交通株式会社
実施期日 （予定）	<u>令和6年4月1日</u>





変更ルート  
 ・大安寺～下新  
 ・運行距離：約5.2km

現行ルート  
 ・大安寺～下新  
 ・運行距離：約4.6km

フリー乗降区間



## 秋葉区下新線 停留所名称及び位置

<現在>

番号	停留所名	位置	備考
1	下新	往 : 新潟市秋葉区下新412-3	先 停留所往復共通
		復 : //	
2	市新	往 : 新潟市秋葉区市新597-12	先 停留所往復共通
		復 : //	
3	新郷屋	往 : 新潟市秋葉区新郷屋980	先 停留所往復共通
		復 : //	
4	上六郷	往 : 新潟市秋葉区六郷848-1	先 停留所往復共通
		復 : //	
5	下六郷	往 : 新潟市秋葉区六郷361-4	先 停留所往復共通
		復 : //	



<変更後>

番号	停留所名	位置	備考
1	下新	往 : <b>新潟市秋葉区下新163付近</b>	先 <b>移設</b> 停留所往復共通
		復 : //	
2	<b>新関小学校前</b>	往 : <b>新潟市秋葉区下新766付近</b>	先 <b>新設</b> 停留所往復共通
		復 : //	
3	市新	往 : <b>新潟市秋葉区市新121付近</b>	先 <b>移設</b> 停留所往復共通
		復 : //	
4	新郷屋	往 : <b>新潟市秋葉区新郷屋1付近</b>	先 <b>移設</b> 停留所往復共通
		復 : //	
5	<b>六郷</b>	往 : <b>新潟市秋葉区六郷881付近</b>	先 <b>新設</b> 停留所往復共通
		復 : //	





下新線運行時刻新旧対照表

下新 → 新津駅行

停留所名	平日				休日											
	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定								
下新	6:52	6:48	7:55	7:51	8:55	8:51	15:23	15:19	18:06	18:02	9:20	9:16	15:23	15:19	18:06	18:02
新関小学校前	6:53	6:49	7:56	7:52	8:56	8:52	15:24	15:20	18:07	18:03	9:21	9:17	15:24	15:20	18:07	18:03
市新	6:54	6:51	7:57	7:54	8:57	8:54	15:25	15:22	18:08	18:05	9:22	9:19	15:25	15:22	18:08	18:05
新郷屋	6:55	6:53	7:58	7:56	8:59	8:56	15:26	15:24	18:09	18:07	9:23	9:21	15:26	15:24	18:09	18:07
六郷	6:56	6:56	7:59	7:59	8:59	8:59	15:27	15:27	18:10	18:10	9:24	9:24	15:27	15:27	18:10	18:10
深川	6:57	6:57	8:00	8:00	9:00	9:00	15:28	15:28	18:11	18:11	9:25	9:25	15:28	15:28	18:11	18:11
大安寺本村	6:59	6:59	8:02	8:02	9:02	9:02	15:30	15:30	18:13	18:13	9:27	9:27	15:30	15:30	18:13	18:13
大安寺	6:59	6:59	8:02	8:02	9:02	9:02	15:30	15:30	18:13	18:13	9:27	9:27	15:30	15:30	18:13	18:13
栗金沢	7:01	7:01	8:04	8:04	9:04	9:04	15:32	15:32	18:15	18:15	9:29	9:29	15:32	15:32	18:15	18:15
金沢団地東	7:02	7:02	8:05	8:05	9:05	9:05	15:33	15:33	18:16	18:16	9:30	9:30	15:33	15:33	18:16	18:16
金沢団地西	7:03	7:03	8:06	8:06	9:06	9:06	15:34	15:34	18:17	18:17	9:31	9:31	15:34	15:34	18:17	18:17
第五中学校前	7:04	7:04	8:07	8:07	9:07	9:07	15:35	15:35	18:18	18:18	9:32	9:32	15:35	15:35	18:18	18:18
下越病院前	7:06	7:06	8:09	8:09	9:09	9:09	15:37	15:37	18:20	18:20	9:34	9:34	15:37	15:37	18:20	18:20
新津工業高校前	7:08	7:08	8:11	8:11	9:11	9:11	15:39	15:39	18:22	18:22	9:36	9:36	15:39	15:39	18:22	18:22
金沢町二丁目	7:09	7:09	8:12	8:12	9:12	9:12	15:40	15:40	18:23	18:23	9:37	9:37	15:40	15:40	18:23	18:23
金沢町一丁目	7:10	7:10	8:13	8:13	9:13	9:13	15:41	15:41	18:24	18:24	9:38	9:38	15:41	15:41	18:24	18:24
新町	7:11	7:11	8:14	8:14	9:14	9:14	15:42	15:42	18:25	18:25	9:39	9:39	15:42	15:42	18:25	18:25
新津駅	7:15	7:15	8:20	8:20	9:18	9:18	15:46	15:46	18:31	18:31	9:43	9:43	15:46	15:46	18:31	18:31

新津駅 → 下新行

停留所名	平日				休日											
	現行	改定	現行	改定	現行	改定	現行	改定								
新津駅	7:20	7:20	8:21	8:21	11:50	11:50	15:47	15:47	18:40	18:40	11:50	11:50	15:47	15:47	18:40	18:40
新町	7:22	7:22	8:23	8:23	11:52	11:52	15:49	15:49	18:42	18:42	11:52	11:52	15:49	15:49	18:42	18:42
金沢町一丁目	7:23	7:23	8:24	8:24	11:53	11:53	15:50	15:50	18:43	18:43	11:53	11:53	15:50	15:50	18:43	18:43
金沢町二丁目	7:24	7:24	8:25	8:25	11:54	11:54	15:51	15:51	18:44	18:44	11:54	11:54	15:51	15:51	18:44	18:44
新津工業高校前	7:25	7:25	8:26	8:26	11:55	11:55	15:52	15:52	18:45	18:45	11:55	11:55	15:52	15:52	18:45	18:45
下越病院前	7:27	7:27	8:28	8:28	11:57	11:57	15:54	15:54	18:47	18:47	11:57	11:57	15:54	15:54	18:47	18:47
第五中学校前	7:29	7:29	8:30	8:30	11:59	11:59	15:56	15:56	18:49	18:49	11:59	11:59	15:56	15:56	18:49	18:49
金沢団地西	7:30	7:30	8:31	8:31	12:00	12:00	15:57	15:57	18:50	18:50	12:00	12:00	15:57	15:57	18:50	18:50
金沢団地東	7:31	7:31	8:32	8:32	12:01	12:01	15:58	15:58	18:51	18:51	12:01	12:01	15:58	15:58	18:51	18:51
栗金沢	7:32	7:32	8:33	8:33	12:02	12:02	15:59	15:59	18:52	18:52	12:02	12:02	15:59	15:59	18:52	18:52
大安寺	7:33	7:33	8:34	8:34	12:03	12:03	16:00	16:00	18:53	18:53	12:03	12:03	16:00	16:00	18:53	18:53
大安寺本村	7:36	7:36	8:39	8:39	12:06	12:06	16:03	16:03	18:56	18:56	12:06	12:06	16:03	16:03	18:56	18:56
深川	7:37	7:37	8:40	8:40	12:07	12:07	16:04	16:04	18:57	18:57	12:07	12:07	16:04	16:04	18:57	18:57
六郷	7:38	7:38	8:41	8:41	12:08	12:08	16:05	16:05	18:58	18:58	12:08	12:08	16:05	16:05	18:58	18:58
新郷屋	7:39	7:41	8:42	8:44	12:09	12:11	16:06	16:08	18:59	19:01	12:09	12:11	16:06	16:08	18:59	19:01
市新	7:40	7:43	8:43	8:46	12:10	12:13	16:07	16:10	19:00	19:03	12:10	12:13	16:07	16:10	19:00	19:03
新関小学校前	7:41	7:45	8:44	8:48	12:11	12:15	16:08	16:12	19:01	19:05	12:11	12:15	16:08	16:12	19:01	19:05
下新	7:43	7:46	8:46	8:49	12:13	12:16	16:10	16:13	19:03	19:06	12:13	12:16	16:10	16:13	19:03	19:06

## 令和 6 年度秋葉区公共交通利用促進事業（案）について

## 1 事業目的

区内を運行する対象路線バスの学生の運賃を割引する社会実験を実施し、乗車体験から継続した利用につなげる。併せてアンケート調査を実施し、地域生活交通の改善に寄与することを目的とする。

## 2 事業概要

## (1) 社会実験

新年度予算議決後、以下のとおり当該事業を実施する。

- ① 対象路線：秋葉区バス、金津線、下新線（新潟交通観光バス(株)運行路線は除く）
- ② 対象者：対象路線を利用する学生
- ③ 内容：対象路線を利用する学生がバスに乗車した際、学生証の提示により 100 円で乗車できるようにする。また、小学生については、小学生であることを申告することにより平日 50 円で乗車できるようにする。

## (2) アンケート

実施期間中に対象バス利用者に対して実施する。

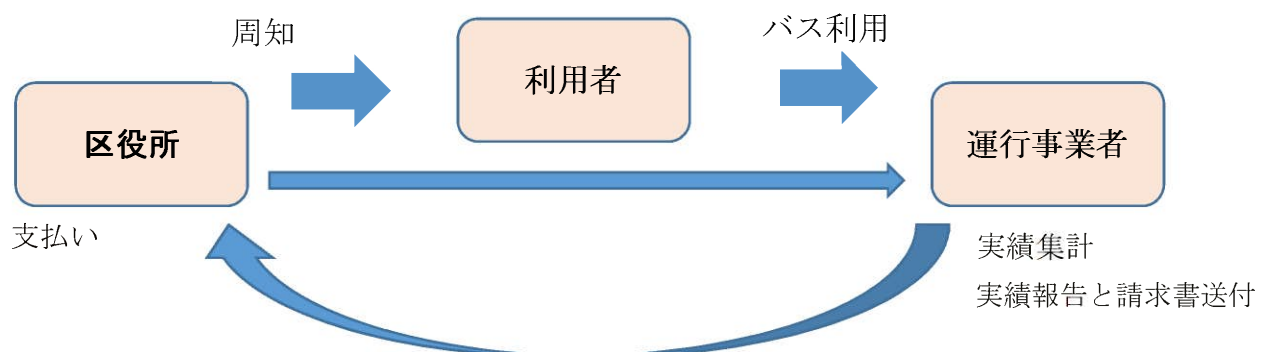
## 3 事業期間

- ① 学割適用期間：令和 6 年 6 月から予算の範囲内で実施
- ② アンケート実施期間：令和 6 年 6 月から令和 6 年 9 月の間を予定

## 4 広報

区内学校に周知（4 月区校長会で概要説明、5 月チラシ配布）  
 区だより掲載（令和 6 年 5 月）  
 広報用ポスター 車内などで掲示  
 秋葉区ホームページ、フェイスブック、X、LINE など

## 5 事業の流れのイメージ



## 6 今後のスケジュール

- ・市都市交通政策課との協議
- ・運行事業者への説明、事務処理方法等について協議
- ・区地域生活交通に関する意見交換会で報告



新潟市地域公共交通会議規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、新潟市附属機関設置条例（昭和35年新潟市条例第39号）により設置された新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

**第2条** 交通会議は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が任命し、又は委嘱する。

(1) 市職員

(2) 一般旅客自動車運送事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号の一般旅客自動車運送事業を営業者をいう。以下同じ。）及びその組織する団体の意見を代表する者

(3) 市内に住所を有する者又は利用者

(4) 国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局長又はその指名を受けた職員

(5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の意見を代表する者

(6) 新潟県警察本部長又はその指名を受けた職員

(7) 前各号に掲げる者のほか、市長が交通会議の運営に必要があると認める者

(委員の任期等)

**第3条** 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

**第4条** 交通会議に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、交通会議を代表する。

3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 交通会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。



(意見の聴取)

**第6条** 会長は、必要があると認める場合は、会議に委員以外の者を出席させ、資料の提出及び意見を求めることができる。

2 会長は、交通会議の調査審議に当たり、地域の実情を把握するため、あらかじめ区ごとに、一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体、関係行政機関の職員並びに当該区に住所を有する者から意見を聴取するものとする。

(協議結果の取扱い)

**第7条** 交通会議において協議が調った事項について、市、一般旅客自動車運送事業者、市内に住所を有する者その他旅客運送の関係者は、当該事項の実施に努めるものとする。

(庶務)

**第8条** 交通会議の庶務は、都市政策部都市交通政策課において処理する。

(委任)

**第9条** この規則に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

## 秋葉区地域公共交通に関する意見交換会開催要綱

### (設置)

第1条 秋葉区地域公共交通に関する意見交換会（以下「意見交換会」という。）は、新潟市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）規則（平成24年新潟市規則第17号）第6条第2項の規定に基づき、交通会議の調査審議に当たり、地域の実情を把握するため、関係者から意見を聴取し、意見交換を行う場として開催する。

### (所掌事務)

第2条 意見交換会は、次の各号に掲げる事項について関係者から意見を聴取し、意見交換を行う。

- (1) 交通会議において調査審議する区バス及び住民バスその他の地域公共交通に関する事項
- (2) 意見交換会の運営方法その他意見交換会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 意見交換会の委員は別表1に掲げる者とする。

- 2 意見交換会は、前項に規定する委員のほか、必要に応じて学識経験者や知識経験を招集し意見を聴くことができる。

### (会議)

第4条 意見交換会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は新潟市秋葉区役所地域総務課長を、副会長は国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局運輸企画専門官をもって充てる。
- 3 会長は意見交換会を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長不在の時は会長の職務を代理する。
- 5 意見交換会は原則として公開とする。

### (報告)

第5条 会長は意見交換会の会議の内容について交通会議へ報告するものとする。

### (庶務)

第6条 意見交換会の庶務は、新潟市秋葉区役所地域総務課において処理する。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、意見交換会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成25年1月7日から施行する。  
(新潟市地域公共交通会議秋葉区分科会設置要領の廃止)
- 2 新潟市地域公共交通会議秋葉区分科会設置要領（平成18年11月27日制定）は廃止する。

別表 1

国土交通省北陸信越運輸局新潟運輸支局 運輸企画専門官(輸送・監査担当)
新潟県秋葉警察署 交通課長
新潟市消費者協会 新津支部長
新潟交通観光バス(株) 担当部課長
泉観光バス(株)代表
新潟県ハイヤー・タクシー協会地区協会代表
新潟市秋葉区役所 地域総務課長
新潟市秋葉区役所 建設課長